

成年後見制度 って知ってますか？

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったりすることのないように、主に法律面で支援する制度です。

こんな人は成年後見制度の利用を考えましょう

今は元気でも将来に不安がある人や、今すぐにでも支援を必要としている人など、様々なケースで成年後見制度は活用できます。自分や家族などの状況を見直し、次のような場合は制度の利用を考えてみましょう。

認知症で一人暮らしの母(父)を悪徳商法などから守りたい。

今は元気だが、将来的に認知症になるなどの不安がある。

最近物忘れがひどくなってきて、財産管理などが不安になってきた。

子どもが、知的障がいで自分たち親がいなくなったあとのことが心配。

利用のしかた

成年後見制度の利用は家庭裁判所へ申し立てをして行います。

申立ができる人

本人・配偶者・四親等以内の親族など

— 四親等以内の親族とは？ —

- 父母、祖父母、子、孫、ひ孫
- 兄弟姉妹、おい、めい
- おじ、おば、いとこ
- 配偶者の親・子・兄弟姉妹など

※裁判所への申し立ては弁護士や司法書士へ依頼することもできます。

申し立てがされると裁判所では審判手続を行い、成年後見人を選任され、審判内容は法務局に登録されます。

※審判内容は戸籍には登録されません。

成年後見人の仕事

成年後見人は被後見人の生活状況に目を配りながら、財産管理や契約などの法律行為について保護・支援をします。

※食事の世話や実際の介護などは成年後見人の職務ではありません。

最初の仕事

財産状況などを把握し、財産管理や医療・介護の契約などの計画と収支予定を立てます。

日常生活で

預金通帳などを管理し、年金の受取や病院の受診料などの収支を通帳記帳などで記録に残します。

必要に応じて

介護サービスの利用や施設入所、家の修繕などに必要な契約を行います。

報告

家庭裁判所に成年後見人として行っている仕事の状況を報告し、必要な指示を受けます。

お問い合わせ 福祉課 ☎42-2275 内線245